

現行条例	改正法	備考
<p>該当なし</p>	<p>(定義)</p> <p>第六十条 1・2 (略)</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p> <p>二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものである</p>	<p>○ 加工の対象は、おおよそ次の要件を満たす保有個人情報になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報ファイル簿の作成公表義務がある個人情報ファイルを構成するもの</li> <li>・ 情報公開条例に規定する不開示情報（個人に関する情報を除く。）に該当しないもの</li> <li>・ 仮に、当該保有個人情報が記録されている行政文書等について、情報公開条例による開示請求があったとした場合、次のいずれかを行うことになるもの（全て不開示となる保有個人情報を除外する趣旨）             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全部開示又は一部開示の決定</li> <li>② 本人に対する意見書提出の機会の付与（開示の判断が直ちにできないもの）</li> </ol> </li> <li>・ 事務事業の運営に支障のない範囲内で加工・作成することができるもの</li> </ul>

現行条例	改正法	備考
	<p>こと。</p> <p>4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p><b>個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）</b>                      （行政機関等匿名加工情報ファイル）</p> <p>第17条 法第60条第4項第2号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。</p> </div> <p>5 （略）</p>	
<p>該当なし</p>	<p>（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）</p> <p>第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</p> <p>（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）</p> <p>第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属す</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報は、この節の規定に従い、作成する必要がある。</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報の提供及び削除情報の利用等の制限についても規定</p> <p>○ 提案募集の対象である個人情報</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>る行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第一百条各号」とする。</p> <p>一 第一百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p> <p>二 第一百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>(提案の募集)</p> <p>第一百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。について、次条第一項の提案を募集するものとする。</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)</b>  <b>(提案の募集の方法)</b></p> <p>第五十三条 法第一百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</p> <p>第一百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</p> <p>2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 提案に係る個人情報ファイルの名称</p> <p>三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数</p>	<p>報ファイルについては、個人情報ファイル簿にその旨と提案先を記載する必要がある。</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項</p> <p>五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容</p> <p>六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間</p> <p>七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</p>	

**施行規則**

(提案の方法等)

第五十四条 法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約 に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七 十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類

5～7 (略)

現行条例	改正法	備考
	<p>(欠格事由)</p> <p>第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>六 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p><b>施行規則</b></p> <p>(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)</p> <p>第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(提案の審査等)</p> <p>第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。</p> <p>三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。</p>	<p>○ 提案の審査に当たっては、施行規則第62条で定める安全管理の措置の基準に照らして適切な提案内容となっていることはもとより、行政機関等匿名加工情報を利用した事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する観点から妥当なものとなっていること等が求められる（事務対応ガイド P327）。</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>四 第一百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。</p> <p>五 第一百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。</p> <p>六 第一百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p><b>施行規則</b></p> <p>(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)</p> <p>第五十六条 法第一百四十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。</p> <p>(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)</p> <p>第五十七条 法第一百四十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第一百十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。</p> <p>(提案に係るその他審査の基準)</p> <p>第五十八条 法第一百四十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第一百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報に係る安全管理の措置等を総合的に判断することとなるが、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、当該行政機関等匿名加工情報を改正法における匿名加工情報として取り扱うこととなることに鑑み、改正法において匿名加工情報について求められる安全管理の措置に照らして適切なものであることを審査する（事務対応ガイド P327）。</p> <p>(安全管理措置等)</p> <p>第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○ 事務の支障（施行規則第58条）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成するに当たり、作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとすると事務又は事業の遂行に支障が及ぶ場合</li> <li>・ 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専</li> </ul>

現行条例	改正法	備考
	<p>第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。</p>	<p>ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ作成できない場合</li> </ul> <p>(事務対応ガイド P331)</p>
	<p><b>施行規則</b> (審査した結果の通知方法及び通知事項)</p> <p>第五十九条 法第百十四条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。</p> <p>一 別記様式第十により作成した法第百十五条(法第百十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類</p> <p>二 前号の契約の締結に関する書類</p> <p>2 法第百十四条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 納付すべき手数料又は利用料(以下この項において「手数料等」という。)の額</p> <p>二 手数料等の納付方法</p> <p>三 手数料等の納付期限</p> <p>四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法</p> <p>3 法第百十四条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。</p>	<p>○ 審査結果の通知については、当該審査は契約という私法上の行為のための要件該当性を審査するものであり、行政処分として構成されるものではない(事務対応ガイド P336)。</p> <p>○ 審査結果の通知は行政処分ではないものの、適合しない旨の通知を行う際にはその理由(どの基準が、どのような理由から適合しないと判断したか等)を具体的に記載する必要がある(事務対応ガイド P338)。</p>
	<p>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)</p> <p>第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報の作成等)</p> <p>第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	

現行条例	改正法	備考
	<p><b>施行規則</b></p> <p>(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)</p> <p>第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>	<p>○ 想定される加工の具体例等については事務対応ガイド P343～参照</p>
	<p>(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</p> <p>第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号 並びに第百十七条各号」とする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>三 次条第一項の提案をすることができる期間</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、個人情報ファイル簿にその概要等を記載し公表する必要がある。</p> <p>→ 当初提案した者との間で締結した契約における利用期間を踏</p>



現行条例	改正法	備考
	<p><b>施行規則</b>                      (行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)</p> <p>第六十三条 法第一百七十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。</p> <p>(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</p> <p>第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第百十九条 1・2 (略)</p> <p>3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により</p>	<p>まえて設定することとなる。</p> <p>○ 作成済みの行政機関等匿名加工情報に対する提案を行うことや、契約を締結した者が事業変更の提案を行うことも可能</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。</p> <p>10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	
<p><b>施行令</b></p> <p>(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第三十一条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円</p> <p>二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。</p> <p>5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。</p>		
	<p>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</p> <p>第二百十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</p>	

現行条例	改正法	備考
	<p>一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。</p> <p>二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p> <p>（識別行為の禁止等）</p> <p>第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> <p><b>施行規則</b></p> <p>（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）</p> <p>第六十五条 法第百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</p> <p>二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</p> </div> <p>（従事者の義務）</p> <p>第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従</p>	<p>○ 照合の対象となる「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない（事務対応ガイド P353）。</p> <p>○ 改正法第 6 7 条と同様に行政機関等以外の従事者についても明記されている。</p>

現行条例	改正法	備考
	<p>事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第二百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保</p>	<p>○ 行政機関等が、民間事業者等から匿名加工情報を取得した際の取扱いに係る義務を規定</p>
	<p><b>施行規則</b></p> <p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第六十六条 法第二百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 法第二百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(匿名加工情報の安全管理措置の基準)</p> <p>第六十七条 法第二百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</p> <p>二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ず</p>	

現行条例	改正法	備考
該当なし	<p><b>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</b>  (行政文書の開示義務)</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p> <p>二～六 (略)</p>	